



ステージで日頃の練習成果を発表！

2月1日(土)・2日(日) 生涯学習まつり@生涯学習センター

1日(土)のイベント

■生涯学習功労者表彰式、オープニングセレモニー
(3階講義室)

時 午前9時30分から

■発表の部 (3階講義室)

時 午後1時30分～3時30分

内 マナビスト連絡会「小さな音楽会」

■ファミリーコーナー (1階、2階、5階)

▶うどん・飲み物販売、障がい者手作り商品販売：
午前10時～午後3時▶こどもチャレンジゲーム大
会：午後1時～3時▶みしまくん写真撮影会：午
後2時～2時30分

2日(日)のイベント

■発表の部 (3階講義室)

時 ▶午前の部 (中央女性学級など市関連団体)：

午前10時～11時30分

▶午後の部 (一般公募団体)：午後1時30分から

■ファミリーコーナー (1階、2階、5階)

▶うどん・飲み物販売、障がい者手作り商品販売：
午前10時～午後3時▶やすらぎ喫茶、折り紙(クラ
フト)：午前10時～午後3時▶みしまくん写真撮
影会：午後2時～2時30分▶人形劇・パネルシア
ター：午後1時～2時

両日開催の展示など

時 午前10時～午後4時※2日(日)は午後3時まで

場 3階市民ギャラリー、5階美術・手芸室ほか

内 ▶活動内容展示：マナビスト連絡会、障がい者就労
支援きょうどう隊、OWL、三島いきいきカレッジ、
ジュニアリーダー研修実行委員会▶作品展示：南婦
人会、いきいき友の会各サークル、中央女性学級各
グループ、和倶楽部

▶作って遊ぼう・活動

展示・おもちゃ病院：

少年少女発明クラブ

問 生涯学習課 ☎ 983・0881



有機農法で安心・安全な野菜を収穫してみませんか？

佐野体験農園の利用者募集、山田川自然の里市民農園の募集中止

佐野体験農園 利用者募集

貸付期間▶4月1日～令和3年3月31日

申 申込書を2月7日(金)までに、

農政課 ☎ 411・8666 北田町4・47

農園所在地▶佐野1680・1

サポート・費用▶Aサポート、Bサポート、団体サポー
トから選択

		A	B	団体
営農指導		○		○
堆肥肥料セット (年2回分)		○		○
耕運(年2回分)		○	1回1,000円	
農具利用		○※1	○※1	○
残渣排出		○	○	○
募集 と 区 画 数	25m	24,000円	12,000円	500mのみ 12万円 1区画
		13区画	1区画	
	40m	31,200円	15,600円	
		3区画	3区画	

※1 トラクター、管理機の利用は含まず

※2 市外の方は2倍の料金

開園時間 (令和2年4月1日から変更)

3月1日～10月31日：午前8時～午後6時

11月1日～2月28日：午前8時30分～午後4時

※休園日は毎週月曜日(月曜日が祝日の場合、その翌
日)12月29日～1月3日

注意事項▶契約更新は4回まで▶「利用上の注意事項」
を必ずお読みください。申込書・詳細は農政課または
市ホームページで公開中です。

山田川自然の里市民農園 利用者募集中止

台風19号による被害の復旧に向けて工事を予定し
ているため、新規申込の受付をしばらくの間中止しま
す。募集開始が決定次第、広報みしまと市公式ホーム
ページでお知らせします。

問 農政課 ☎ 983・2652

情報

災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者などの名簿を作成しています
ひなんこうどうようしえんしゃ
「避難行動要支援者」の同意確認調査にご協力を

市は、災害時に自力で避難することが困難で、家族による支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

名簿は要支援者の安否確認、避難誘導などの支援体制づくりに活用されます。災害時には近隣住民の助け合いが最も有効です。名簿の整備にご協力をお願いします。

対象（在宅で生活し①～⑦のいずれかに該当する人）

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1～2級
- ③精神障害保健福祉手帳1～2級
- ④療育手帳A判定
- ⑤難病患者
- ⑥80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯
- ⑦自治会が支援の必要ありと認めている

内容 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、自治会・町内会名、組・班、避難支援を必要とする理由

提供先 地元自治会・町内会、自主防災組織、地域の民生委員、避難支援者（隣近所で支援する人）などへ平常時から名簿（同意した人のみ掲載）を提供

■名簿への掲載に同意を

対象者のうち現在、同意していない人には1月下旬から同意確認の通知を送付しますので、ご回答ください。
※名簿への登録は、避難行動要支援者が自らの命を守るための第一歩です。内容をご理解の上、ご協力を！

■災害に備えて

▶要支援者は名簿に掲載されたことにより災害時に必ず助けてもらえるというものではありません
※避難支援を行う人は、避難支援を行うことに法的な責任や義務はありません

問福祉総務課 ☎ 983・2610



情報

ひとりで悩まず、早めの相談！
市民法律相談、相続・登記相談、不動産相談をご利用ください

無料相談で、専門家と一緒に自分の抱える問題を解決しませんか？相談者の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。完全予約制ですので事前の連絡をお願いします。

弁護士による法律相談

時原則第1火曜、第2水曜、第3木曜、最終水曜日
午前10時～午後4時

内金銭貸借、借地借家の契約、相続、離婚、損害賠償の請求など、民事全般に関する相談

相談時間 1回20分

司法書士による相続・登記相談

時原則第1水曜、第3水曜日午後1時～4時

内相続の手続き全般をはじめ、土地の贈与や売買など不動産の登記手続きについての相談

相談時間 1回20分

県宅地建物取引業協会による不動産相談

時原則第1水曜日午後1時～4時

内不動産の売買、賃貸借契約、業者とのトラブル、借地借家などに関する相談

相談時間 1回30分

共通事項

場市民生活相談センター（市役所本館1階）

注▶同一案件は1回限り

▶営利企業などの活動に伴って生じる問題（事業活動など）に関する相談は不可

▶相談日は変動することがあります。市ホームページまたは市民カレンダーでご確認ください。

申・問 各相談日の2週間前から（先着順）

市民生活相談センター ☎ 983・2621